

-会則一部改訂のお知らせ-

学術集会学会 会長候補資格：選出方法の一部、改訂された。（於・JSGT2014学術集会総会）  
-会則 第3章役員第6条(3)

「学会長 1 名。年次学術集会を主宰する。前年度の年次学術集会時の理事会で  
評議員（理事を含む）の中から選出され、評議員会で承認される。任期は、当年度の年次学  
術集会終了時から次年度の担当年次学術集会終了時までの 1 年とする。」

（※）JSGT2013学術集会において、上記下線部「評議員（理事を含む）の中から選出」改  
訂にあたり、選出方法を具体的に定めるため若干の見直しが理事会で検討され、評議員会、  
総会で見直しが承諾された。

上記案件は、**JSGT2014学術集会総会**に於いて施行承認された。

2014年8月6日 JSGT2014学術集会総会より

JSGT選挙管理委員会記録

改訂：学会長 1 名。選出方法について、  
資格のあるものは、下記のいずれかの者とする。

1. 理事
2. 理事経験のある評議員
3. 理事 2 名の推薦を得た評議員

立候補者の取りまとめは選挙管理委員会、又は事務局とする。学会長候補者の理事会への  
上程は執行部が行うものとする。

（※）この場合の執行部とは理事長、並びに副理事長を指し、合議のうえ議決事項の執行  
等の運営に当たる。

立候補・要項

事務局より電子メール連絡を用いて、評議員(理事を含む)に対して立候補者を募る。

1) 各年、定例理事会の 1ヶ月前までに立候補届が事務局に提出された場合は、定例理事会  
へ上程する。（※）受付期間等は、選挙管理委員会により検討される。

2) 適任者と考えられる立候補者がいない場合は、理事長が候補者を推薦する(できる)。

補則：ここで候補者がいるなら、そのまま理事会へ上げる。いなければ、理事長、副理事長  
で候補を出し合って順位を決め、それぞれの意向を順に問い合わせる。決まるまで繰り返す。  
決まれば、（立候補者がいない状況を鑑みて）理事会で理事長から推薦する(できる)。

本改訂の適用には第 20 回日本遺伝子治療学会 (JSGT2014) 総会において施行承認された、旨  
の移行措置として、選考対象は、第 23 回 JSGT2017 学術集会会長選考より実施する。尚、  
立候補(自薦・他薦)受付期限を 9 月末までとする。（※）受付開始日はホームページ、電  
子メールで告知する。

以上、

日本遺伝子治療学会 (JSGT) 選挙管理委員会